

緊急時短期資金保証制度 概要

対象者	コロナウイルスにより事業に影響を受けた中小・小規模企業者の皆さま
限度額	直近決算（確定申告）期の月商1ヵ月以内 ただし、最初の決算（確定申告）期が未到来である場合は、試算表等に基づく月商で対応可能とする なお、普通保証制度または小口零細企業保証制度にて取扱うものとし、各制度の保証限度額は以下のとおりとする ①普通保証制度にて取扱う場合は、2億8,000万円以内 ②小口零細企業保証制度にて取扱う場合は、2,000万円以内とする ただし、いずれの場合も既存の保証付融資残高（根保証においては融資極度額）を含めた合計の範囲内とする
資金使途	事業資金（運転資金に限る） 他保証の借換は不可
期間	6ヵ月以内
保証料率	①普通保証制度の場合の基準料率は、年0.45%～年1.90%とする ②小口零細企業保証制度の場合の基準料率は、年0.50%～年2.20%とする なお、いずれの場合も担保提供のある中小企業者については、0.1%、会計参与を設置していることを登記により確認できる中小企業者については、0.1%を割引いた料率を適用する
融資利率	金融機関所定利率
貸付形式	手貸、または証貸
返済方法	一括返済 ただし、保証期限到来後、一括返済ができない場合は長期資金にて借換可能
担保	原則として不要
保証人	原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要
取扱金融機関	約定書締結金融機関
必要書類	通常の申込書類に加え、緊急時短期資金保証制度「金融機関所見」が必要
発動および終了	制度の発動および終了は協会からの通知による
その他	・1事業者1口限りとする ・申込の際は信用保証依頼書の保証制度欄に「緊急短期」または「緊急短期全小」と記載し、金融機関所見欄には有事による影響および事業の継続性を記載することとする なお、保証書についても上記と同様の表示とする

緊急時条件変更取扱 概要

対象者	コロナウイルスにより事業に影響を受けた中小・小規模企業者の皆さま
条件変更の内容	6ヵ月以内の元金据置 ただし、据置期間到来後における再度の返済緩和については、中小企業・小規模事業者の実情に合わせ、柔軟に対応するものとする
必要書類	・保証条件変更申込書、保証条件変更依頼書 ・事業計画書、資金繰り表等の書類は原則不要とする
その他	本要領に基づく返済緩和を「緊急リスク」という